さいたまロイヤルの園居宅介護支援事業所運営規程

（事業の目的）

第１条　この規程は、社会福祉法人栄光会が開設するロイヤルの園居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適切な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業員が、要介護状態にある利用者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

（事業の運営の方針）

第２条　事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行うものとする。

２　事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者自らの選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。

３　事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業所に不当に偏することのないよう、公正中立に行うものとする。

４　事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者及び介護保険施設等との密接な連携に努める。

（事業所の名称等）

第３条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

一　名　称　さいたまロイヤルの園居宅介護支援事業所

二　所在地　さいたま市桜区大字五関３９６番地２

（従業員の職種、員数及び職務の内容）

第４条　事業所に勤務する従業員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

一　管理者　１名（介護支援専門員兼務）

事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

二　介護支援専門員　３名

指定居宅介護支援の提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第５条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

一　営業日　月曜日から金曜日までとする。ただし、１２月３０日から１月３日

までを除く。

ニ　営業時間　９時００分から１８時００分までとする。

三　連絡体制　電話等により、２４時間常時連絡が可能な体制をとる。

（指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額）

第６条　指定居宅介護支援の提供方法、内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

一　利用者の相談をうける場所　第３条に規定する事業所内（必要に応じて居宅訪問を実施）

二　使用する課題分析表の種類　ＭＤＳ－ＨＣ

三　サービス担当者会議　指定居宅サービス等の担当者と利用者の状況に関する情報を共有し、居宅サービス計画原案の内容について、担当者から専門的見地による意見を求めるものとする。

四　介護支援専門員の居宅訪問頻度　少なくとも月１回以上

五　モニタリングの結果記録　月１回

２　第７条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。

なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。

一　通常の事業の実施地域を越えた地点から１０キロ未満　　１５０円

二　通常の事業の実施地域を越えた地点から１０キロ以上　　２５０円

３　前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第７条　通常の事業の実施地域は、さいたま市、志木市の区域とする。

（苦情処理）

第８条　自ら提供した指定居宅介護支援又は居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じる。

２　提供した指定居宅介護支援に関し、介護保険法第２３条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

３　提供した指定居宅介護支援に関する苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

（事故発生時の対応）

第９条　利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合に、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

２　前項の事故の状況及び事故に際して取った処置を記録する。

３　利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

（個人情報の保護）

第１０条　利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

２　事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

（非常災害対策）

第９条　当事業所は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第１０条　利用者に対する虐待を防止するための体制等は、次の各号のとおりとする。

一　３カ月に１回程度、虐待を防止するための委員会を開催する。

二　従業者に対する研修は介護職の責任者が計画し、年に２回以上行う。

三　虐待又は虐待が疑われる事案の発生を認識した場合は、速やかに上司に報告するものとする。

（その他運営についての留意点）

第１１条　従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

一　採用時研修　採用後１か月以内

二　継続研修　年１回以上

２　従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

３　従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

４　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人栄光会理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附　則

この規程は、平成１９年　４月　１日から施行する。

この規程は、平成２１年　４月　１日から施行する。

この規程は、平成２４年　４月　１日から施行する。
この規程は、平成２４年　５月　１日から施行する。
この規程は、平成２５年　１月　１日から施行する。
この規程は、平成２７年　２月　１日から施行する。
この規程は、令和　６年　１月　１日から施行する。